# 第1回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- · 日 時 令和5年10月31日(火)14:00~15:30
- 場 所 横須賀市役所消防局庁舎災害対策本部室(4階)
- 出席委員 今村委員長 大澤委員 菊池委員 小林委員 篠原委員 餅田委員
- 事務局 総務部総務課 中村課長、中島係長 日根
- 傍聴者 なし

## 1 開 会

### 2 議 題

### (1)委員長の選出

今期初の審議会であったため、横須賀市個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定 に基づき委員長の互選を行い、今村委員が選出された。

#### (2)委員長職務代理者の指名

同規則第3条第3項の規定に基づき、今村委員長は大澤委員を委員長職務代理者として指名した。

(3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(総務部総務課)

事務局から、令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法の改正により、「個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、本市の「横須賀市個人情報保護条例(以下、「旧条例」という。)」を廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下、「施行条例」という。)」を制定した。このことに伴い、各規則等を整備したた

め、報告するものである。

(委員) 施行条例となり初めての会議であるが、旧条例での開催は実績として何回あったか。

(事務局) 111回である。

(委員) 資料4の保有個人情報等安全管理措置取扱基準(以下、「取扱基準」という。) は内規であるのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 資料1の施行条例第14条第1項第1号アに当審議会の担任事項として、「この条例の改正(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。」とあるが、この「軽微なもの」とはどのようなものが想定されるか。

(事務局) 送り仮名や漢字に誤りがあった場合の文言調整である。

- (委員) 軽微な言葉の変更により全体に影響を及ぼすことがあると考える。資料4の 取扱基準に策定者名がないが、この取扱基準の策定者も市長であるのか。
- (事務局) 市長が定めたものである。資料3の保有個人情報等の安全管理措置に関する 規則(以下、「安全管理措置規則」という。)第7条第2項に「市長は、安全 管理措置を講ずるために必要な基準を定めるものとする。」とあり、この規定 に基づき取扱基準を策定している。
- (委員) 本件とは主旨が異なるかもしれないが、保有個人情報の開示請求についてホームページを検索したところ、委任状の書式が掲載されていないようであった。 この点について教えてほしい。
- (事務局) 委任者、受任者と委任の内容についてなどの必要事項が書かれていれば任意の書式でよいとして、特に様式の掲載はしていない。しかし、同様の問合せを受けることもある。法改正にあたり、国から標準様式が示されたため、その標準例の掲載について検討したい。
- (委員) 法改正前と後の当審議会の役割について、法改正前は個人情報取扱いについての是非を当審議会が判断するものであったが、今後は諮問された案件について、助言や感想を述べるという役割に変更になったと理解した。法改正があり、個人情報は保護から活用へとシフトしていく。その際に資料4の取扱基準が重要な役割を担うことになる。今後の事案によっては改定を要することになるだ

ろう。その場合、何課が責任をもって改定を行うのか。

- (事務局) 役割の変更についてはご認識のとおりである。取扱基準に改定が必要となった場合は、総務部総務課が責任をもって改定する。現時点では事案の積み上げがない状態であるが、試行錯誤を繰り返し、バージョンアップさせたいと考えている。
- (委員) 取扱基準の改定にあたっては、審議会に意見を求められることもあるか。
- (事務局) 施行条例第14条第1項第1号イが審議会の担任事項の一つであるため、御意見をいただくこともある。
- (委員) 確認であるが、施行条例第14条第1項第1号イとウは切り分けることとなるのか、それとも重複的な機能があるのか。運用上の細則として、別途、要綱、 規程のようなものが定められるのか。
- (事務局) 施行条例第14条第1項第1号イはあくまでも安全管理措置に関する基準に限定されている。ウは個人情報に関する広義の規則等である。
- (委員) 公文書管理規程関連でこの細則に関連するものはあるのか。
- (事 務 局) 公文書管理は、個人情報を含む含まないにかかわらず公文書に関する取扱いを定めたものである。この審議会において、御意見を頂戴する規則等は、個人情報を含むものの取扱いについてである。先ほどの、施行条例第14条第1項第1号ウについては、施行取扱規則が含まれるものと考える。
- (委員) 施行条例第1条第1項第1号アからウの並びで考えたときに、条例の下に規則がこず、条例、基準、規則の並び順になっているが、それでよいのか。
- (事 務 局) 並びについては、確かにご指摘の点はあるが、「法又は条例の施行に係る重要事項に関すること」としてエがあることから、順序について決まっているわけではないと考える。
- (委 員) この点についても法施行条例になったことによる相違点だと認識した。
- (委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については報告を受けたとしてよ ろしいか。
- (各委員) (了承)

# (4) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について (総務部総務課)

事務局から、資料5及び資料6に基づき、令和4年度の個人情報保護制度の運用状況について報告を行った。

- (委員) 資料6の25番に記載されている事故の詳細について聞きたい。
- (事務局) 市内の障害者利用施設が合同で開催している行事の事務局を交代するため、 関係書類の引継ぎを行ったところ、行事関係書類とともに、市の指定管理者が 指定管理事業で保管していた文書箱を誤って搬出してしまったものである。
- (委員) 持ち出したけれども漏えいにはならず気付いたということか。
- (事務局) 引継ぎを受けた民間事業者が箱を開け、関係書類でないことに気付き、市に 連絡をしたものである。
- (委 員) それであるから、被害者数が○○人ではなく一箱となっているのか。
- (事務局) 本件事故が発生した際の運用では、被害者数の特定が不要であった。しかしながら、令和5年度からルールが法となり、現在では漏えい事故の本人数(被害者数)は把握が必須となっている。
- (委員) 人間のやることであるので、誤送信や誤交付などは必ず起きてしまう。事故 を発生させてしまった場合のフォローアップはどのようにされているか。
- (事務局) 本報告は令和4年度の報告であり、その時点での運用と現在の運用では多少相違点があるが、どちらの運用でお伝えすればよいか。
- (委員) 現在の運用でお願いしたい。
- (事務局) 漏えい事故が発生した場合、発生したおそれを含み、それらを覚知したら、 事故発生の一報を情報所管課から総務部総務課に速報として入れてもらう。総 務部総務課は、情報所管課に被害者に対する説明、謝罪、漏えい情報の回収を 指示し、それら一連の対応が終了し次第、情報所管課が報道発表を行い、本件 事故の最終報告を事故報告書として提出を受ける、という流れである。今年度 からの変更は、速報の段階で、漏えいした情報が要配慮個人情報であるか、も しくは100人以上の本人数の個人情報が漏えいした場合、国への報告が義務付 けられたことである。今年度に入り、要配慮個人情報の漏えいにより国への報 告を行っている。

- (委員) どのような組織でも、このような事故は起こってしまう。迅速な報告は当然 として、必ず原因究明と再発防止策を出させる必要があるだろう。厳しくしな ければ再度起こってしまう。前年比30%減ではあるが、ゼロではないので、削 減するよう取り組んでいただきたい。
- (委員) 委員のご指摘はもっともとは思うが、昨年度より削減となっているところは 評価すべきだろう。さらには、個々の案件について処分等を厳しくすると、報告がなされなくなる懸念が生じる。そちらのほうが危険であると考える。その ため、厳しくすればよいというものでもなく、慎重に考える必要があるだろう。
- (事務局) 補足であるが、先ほど説明した漏えい事故の情報所管課から提出を受ける事故報告書には、発生原因や今後の再発防止策を記載する欄があり、情報所管課において、今後同様の事故を起こさないよう検討している。
- (委員) 資料6の25番については、市と民間の事業者が共同で開催した事業の開催日 に発生した事故なのか。それとも誤った箱が持ち出された後、一定期間保管され、判明したという事故か。
- (事務局) 指定管理者が民間事業者として、障害者利用施設で合同開催している行事の事務局を次の事業者に引継いだ。その引継ぎの際に、指定管理事業として実施している市の事業の保管文書を、その行事の引継ぎ書類と誤り、持ち出しをして、次の事務局である事業者に渡してしまった。後に受け取った事業者が開箱し、発見したものである。
- (委員) 今後も制度の運用状況について審議会で報告されるのか。
- (事務局) 来年度以降も報告を行う。
- (委員) 資料6について、令和3年度の漏えい事故が43件、令和4年が30件である。 30%の削減になったということだが、何か対策を講じ、その結果として削減し た効果なのか、それとも結果として30%減だったということか。
- (事務局) 実情としては、特に対策を講じた結果とはいえない。直近の件数として、令和2年度が22件、令和元年度が34件、平成30年度が40件超と、年度により多少があるが、その理由は掴めていない。
- (委員) 教育委員会、中でも教育指導課が11件と多くを占めている。これは以前から の傾向であるが、学校現場では個人に管理を依存することがあるからではない か。先ほどの報告にあったような取扱基準を学校用に策定し、組織的な管理に

することは検討されていないのか。

- (事務局) 学校の漏えい事故が多いため、教育委員会においても校長会等の機会を通じて、個人情報の取扱いについてはマニュアル化するように指示が出ていると聞いている。しかしながら、教員同士のダブルチェックや返却時の氏名読み上げなど、ルール化されていても業務多忙によりなかなか徹底できていない状況である。
- (委員) 今回の法改正を機に、教育委員会に独自の取扱基準の策定をしてもらうのも 手法としては考えられるのではないか。
- (事務局) 先ほど事務局から説明したルールが学校ごとのものか、教育委員会として策定したものか把握ができていない。確認の上、組織的なルールの策定がなされていないようであれば、これを機会に検討いただくよう伝えたい。

補足になるが、法に基づく取扱いとなったことによる個人情報漏えい事故等 の取扱いに変更があるので、説明させていただきたい。

法においては、要配慮個人情報の漏えい等重大事故に当たる事故が発生した場合は事故を生じさせた市の機関、つまりは市長、教育委員会、上下水道事業管理者、消防長等、それぞれが事故の報告の主体となり、国の個人情報保護委員会に報告するよう規定された。そのため、各機関の責任が明確になったといえる。総務部総務課においてはこの事故報告のためのフォローアップを行っている。さらに、国の個人情報保護委員会からは事故の発生したおそれ、まだ確定をしていない、不確定の状況であっても報告が義務付けられている。現時点で顕著にはなっていないが、事故報告件数の増加につながる可能性がある。

- (委員) 関連して確認であるが、例えば教育委員会から報告をすることになると、教育委員会が県の教育委員会を経由して国へ報告となるのか。それとも教育委員会が直接国へ報告をすることになるのか。
- (事務局) 国への報告が不要な事故は、情報所管課から総務部総務課に報告を受ける。 国への報告が必要な重大事故であった場合は、総務課に報告を受けると同時期 に国への報告を行う。教育委員会は総務部総務課、国への報告が必須であり、 必要に応じて県教育委員会に報告を行うこととなる。
- (委員) いずれにせよ総務部総務課に報告がなされるということで理解した。
- (委員) 漏えいの報告を受けて感じたことであるが、配布しなくてもよいものは配布

しないこととするのがよいのではないか。もちろん、答案用紙などはそのような対応は難しく、誤配布、誤返却に注意せねばならない。しかし、その他のものについては、本人からデータにアクセスしてもらうというような仕組みとすれば事故は発生しない。各課に検討いただきたい。

(委員) 漏えい事故の報告に当たり、再発防止策を各課に出させているとの説明があった。来年度の資料に再発防止策まで記載してほしい。再発防止策に何かアドバイスができたらと思う。

(事務局) 再発防止策の記載について承知した。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については報告を受けたとしてよ ろしいか。

(各委員) (了承)

# 3 その他

### <審議会のオンライン視聴の実施について>

- (委員長) 当審議会におけるオンライン傍聴については、令和3年度に一度検討を行ったが、事務局から改めてオンライン傍聴に関して提案があった。委員の皆様から意見を頂戴したい。
- (委員) オンライン傍聴に関するルール、要綱のようなものができたのか、それとも 政策として実施するということか。
- (事務局) 要綱は改正したが、内容については「委員全員の同意があれば(オンライン 視聴の実施が)できる。」というものである。細かなルールについては制度化 されていないところがあるため、御意見を頂戴できたらと思う。
- (委員) 2点お聞きする。1点目は令和3年度に検討した内容について、2点目はオンラインで配信されたデータの加工に対する安全対策について教えてほしい。 基本的にはオンライン視聴については賛成である。
- (事務局) 1点目の令和3年度の検討内容についてであるが、配信された画像が一部切り取られ、ネットへの転載に対する懸念や、対面の傍聴とは異なり、視聴者の顔が見えないという点に不安を覚える、というような意見があった。オンラインではなくアーカイブ配信であったとしても、画像の加工を防ぐことが技術的に可能であるか確認できていない。

- (委員) デジタル化が世の流れであり、基本的には賛成である。オンライン視聴の際に、名前を伏せるなどの加工は不要だが、録画はできないようにすべきと考える。
- (委員) 令和3年度と現在では審議内容が変更となっている。また、審議会のバリアフリーは必要であるという観点から、懸念点をクリアできればオンライン視聴に賛成である。しかし、一方で、当審議会だけではなく、横須賀市の審議会が同じように対応する必要があると考える。総務部総務課で平仄をそろえて一斉に対応することを検討してもらいたい。
- (委員) 各委員がおっしゃるとおり、このような時代であるので、オンライン視聴の 実施はやむを得ないというところである。しかし、視聴している相手の顔が見 えないというのは不安もあるため、誰が視聴しているのか把握する、視聴者数 に一定の制限をかけるなどの対策は必要ではないか。
- (委員) これまで、お互いに雰囲気を把握しながらアナログに会議を実施して来た。 しかし、これらがカメラで映し出されるとなると、本当に会議がこのままこの とおり反映されるかという点に懸念がある。委員の提案にもあったとおり、視 聴者については一定の条件を付して実施することが可能なのであれば、それも 方法の一つではないかと考える。オンライン視聴を実施した場合の資料はどの ような取扱いとなるか。
- (事務局) 事前にホームページへの掲載を行い、視聴者が見られるようにする。
- (委員) 他の懸念としては、検討段階の事務に関する内容の審議がしづらくなるのではないか。かつて、当審議会においては個人情報の外部提供や目的外利用などセンシティブな内容を取扱っていた。条例、規則が変わり、今後はそのような内容は含まれないであろうが、市民感情を反映したり、行政にこうあってほしいというようなことを発言することに躊躇するのではないかと思う。自由な発言がしづらくなるというようなことが出てくるだろう。
- (委員長) いただいた御意見等について委員相互の認識を共有するため、審議会の場を 利用し、検討を重ね、実施の条件や基準などを決めていくこととしたい。

### <次回審議会について>

次回審議会は、令和5年12月18日(月)午後2時から開催する。

開催方法(委員の出席方法)はオンラインとし、事務局及び傍聴者用の会議室は302会 議室である。

# 4 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は15時30分に会議の閉会を宣した。